

(8) 食中毒事件等一覽

ア 食中毒事件一覧表

番号	発生日	原因施設	原因食品	主な食事の内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者数	喫食者数	担当特別区 又は保健所
1	1月3日	不明	旅行中の食事		不明		4	5	杉並区
2	1月13日	飲食店 (一般)	飲食店の食事	サーモンマリネ、カキのリゾット等	小型球形ウイルス		18	38	台東区
3	1月15日	飲食店 (すし)	ちらし寿司弁当		小型球形ウイルス		79	122	台東区
4	1月21日	家庭	家庭の食事	カキフライ、加熱用殻付きカキ等	小型球形ウイルス		4	4	南多摩
5	1月21日	飲食店 (一般)	生カキ		小型球形ウイルス		32	52	新宿区
6	1月22日	飲食店 (一般)	ラーメン		ウエルシュ菌	Hobbs13	10	442	港区
7	1月24日	家庭	家庭の食事	カツ煮、大根サラダ等	サルモネラ	Enteritidis	5	5	多摩東村山
8	1月24日	飲食店 (一般)	会食料理	生カキ、ロールキャベツ等	小型球形ウイルス		9	17	目黒区
9	1月25日	その他 (学生寮)	生カキ(加熱用を喫食)		小型球形ウイルス		14	29	世田谷区
10	1月25日	飲食店 (一般)	生カキの酢の物		小型球形ウイルス		26	44	荒川区
11	1月30日	飲食店 (一般)	生カキ		小型球形ウイルス		13	14	多摩川
12	1月31日	不明	生カキ		小型球形ウイルス		7	9	島しょ
13	1月31日	飲食店 (一般)	生カキ		小型球形ウイルス		19	24	品川区
14	2月2日	飲食店 (一般)	生カキ		小型球形ウイルス		5	6	渋谷区
15	2月5日	飲食店 (一般)	生カキ		小型球形ウイルス		38	74	渋谷区
16	2月10日	飲食店 (一般)	生カキ		小型球形ウイルス		6	7	多摩川
17	2月13日	飲食店 (一般)	会食料理	刺身、焼カキ等	小型球形ウイルス		10	16	南多摩
18	2月18日	集団給食 (要許可)	湯ぶりカキのカクテル		小型球形ウイルス		81	不明	目黒区
19	2月24日	飲食店 (すし)	会食料理	寿司、殻付き殻カキ、刺身	小型球形ウイルス		6	6	多摩立川
20	3月5日	集団給食 (病院)	病院給食	鮭フライ、大根の煮物等	小型球形ウイルス		57	342	江東区
21	3月8日	飲食店 (一般)	大あさりのグラタン		小型球形ウイルス		26	48	府中小金井
22	3月8日	飲食店 (一般)	大あさり紹興酒風味蒸しを主とする会食料理		小型球形ウイルス及びA型肝炎ウイルス		78	不明	江戸川区
23	3月10日	飲食店 (そば)	会食料理	刺身、カキ酢等	小型球形ウイルス		14	24	足立区
24	3月11日	飲食店 (旅館・ホテル)	会食料理	ポイルカキ、焼そば等	小型球形ウイルス		18	37	大田区

番号	発生日	原因施設	原因食品	主な食事の内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者数	喫食者数	担当特別区 又は保健所
25	3月25日	飲食店(すし)	にぎりずし		A型肝炎ウイルス		22	不明	江東区
26	4月1日	飲食店(一般)	飲食店の食事	鳥レバ刺し、鶏ササミ、ヌタ等	カンピロバクター	jejuni(血清型不明)	4	5	足立区
27	4月6日	不明	不明	てんぷら、生卵	サルモネラ	Enteritidis	5	不明	葛飾区
28	4月14日	飲食店(一般)	会食料理	中華料理(アサリ老酒漬)等	小型球形ウイルス		5	6	港区
29	4月19日	不明	不明		カンピロバクター	jejuni TCK12	2	不明	葛飾区
30	4月20日	飲食店(一般)	会食料理	焼鳥等	カンピロバクター	jejuni Lio28, UT	11	20	板橋区
31	4月21日	その他(野外)	トリカブト		植物性自然毒	アルカロイド類	5	7	府中小金井
32	4月21日	家庭	家庭の食事		カンピロバクター	jejuni Lio27	4	4	多摩小平
33	4月24日	菓子製造業	クリームパン		黄色ぶどう球菌	コアグラーゼ VII型	2	不明	世田谷区
34	4月25日	その他(調理実習室)	調理実習の食事	親子丼、ほうれん草のごま和え	カンピロバクター	jejuni Lio4, Lio7, TCK1, UT	38	293	世田谷区
35	5月3日	飲食店(弁当)	弁当	おにぎり、ポテトサラダ、豚角煮等	小型球形ウイルス		30	42	多摩川
36	5月22日	不明	旅行中の食事		腸管凝集接着性大腸菌(推定)	複数の血清型	176	264	練馬区
37	5月25日	家庭	スパゲッティ		セウス菌	Gilbert I	4	4	多摩立川
38	5月30日	飲食店(弁当)	海老のチリソース炒め		ウエルシュ菌	Hobbs8, Hobbs12, Hobbs13, TW1, TW6, TW9, TW27, TW40, TW63, TW67, UT	887	2,340	江東区
39	5月30日	飲食店(仕出し)	仕出し弁当		ウエルシュ菌	Hobbs3, Hobbs9, Hobbs13, Hobbs24, TW18, TW24	27	60	多摩川
40	5月30日	飲食店(一般)	鶏肉の刺身		カンピロバクター	jejuni Lio7, Lio11	3	不明	世田谷区
41	5月31日	飲食店(一般)	生カキ		小型球形ウイルス		8	11	新宿区
42	5月31日	不明	旅行中の食事		カンピロバクター	jejuni TCK22, TCK33	30	201	港区
43	6月4日	飲食店(一般)	鶏ササミ肉の串焼き		カンピロバクター	jejuni Lio2, Lio11	3	4	渋谷区
44	6月5日	不明	不明		ナグビブリア		1	不明	品川区
45	6月9日	飲食店(そうざい)	鶏肉の唐揚げ		サルモネラ	Hadar	8	12	台東区
46	6月21日	飲食店(一般)	会食料理	焼鳥、鳥わさ、サラダ等	カンピロバクター	jejuni TCK13	7	7	千代田区
47	6月24日	飲食店(一般)	会食料理	刺身、牛タタキ、いくらおろし和え等	カンピロバクター	jejuni(血清型不明)	12	24	中央区

番号	発生日	原因施設	原因食品	主な食事の内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者数	喫食者数	担当特別区 又は保健所
48	6月27日	その他 (調理実習室)	鶏肉料理	鶏唐揚げ、棒々鶏、肉団子スープ	カンピロバクター	jejuni TCK6	11	26	荒川区
49	6月29日	飲食店 (一般)	会食料理	焼鳥(烏わさ、砂肝、つくね)等	カンピロバクター	jejuni Lio61, Lio94	4	20	港区
50	7月1日	飲食店 (一般)	会食料理	焼鳥、豚塩焼きそば、サラダ等	カンピロバクター	jejuni Lio4	4	7	新宿区
51	7月7日	飲食店 (一般)	鶏肉の刺身		カンピロバクター	jejuni TCK12	3	不明	世田谷区
52	7月10日	飲食店 (一般)	サバの塩焼き		黄色ぶどう球菌	コアグラーゼ VII型	2	2	渋谷区
53	7月11日	飲食店 (一般)	金目鯛煮付け定食		腸炎ヒブリア	03:K6	6	6	中央区
54	7月13日	家庭	家庭の食事		腸炎ヒブリア	03:K6	2	2	多摩小平
55	7月14日	不明	不明		カンピロバクター	不明	1	不明	多摩東村山
56	7月14日	飲食店 (一般)	会食料理	冷麺、豚骨スープ等	カンピロバクター	jejuni TCK26	5	5	新宿区
57	7月15日	不明	弁当	シュウマイ、卵焼、肉野菜炒め等	黄色ぶどう球菌	コアグラーゼ III型	2	2	南多摩
58	7月15日	不明	不明		腸炎ヒブリア	03:K6	1	不明	大田区
59	7月18日	飲食店 (一般)	仕出し弁当		腸炎ヒブリア	03:K6, 03:K29, 03:K54, 04:K4, 04:K8, 04:K11, 04:K12, 04:KUT	30	37	墨田区
60	7月19日	飲食店 (一般)	仕出し弁当		腸炎ヒブリア	03:K29	17	25	多摩東村山
61	7月21日	飲食店 (一般)	会食料理	鯛あらい、鰹梅肉和え、煮こごり等	腸炎ヒブリア	03:K6, 03:K29, 04:K8, 04:K11	62	255	多摩小平
62	7月23日	不明	不明		プレシオモナス・シゲロイデス		1	不明	杉並区
63	7月24日	不明	不明		腸炎ヒブリア	03:K6	3	不明	大田区
64	7月26日	飲食店 (すし)	飲食店の食事		腸炎ヒブリア	不明	3	5	多摩小平
65	7月28日	飲食店 (一般)	会食料理	焼肉、サラダ等	腸管出血性大腸菌	O157 VT2(+)	2	10	新宿区
66	7月30日	飲食店 (弁当)	弁当		黄色ぶどう球菌	コアグラーゼ IV型	3	不明	千代田区
67	7月30日	集団給食 (要許可)	カジキマグロのムニエル		化学物質	ヒスタミン	8	17	府中小金井
68	7月30日	集団給食 (要許可)	カジキマグロのムニエル		化学物質	ヒスタミン	2	21	八王子
69	7月31日	飲食店 (すし)	にぎりずし		腸炎ヒブリア	03:K6	2	2	八王子
70	7月31日	不明	不明		腸炎ヒブリア及び プレシオモナス・ソブリア	03:K6	1	不明	多摩小平
71	8月1日	飲食店 (一般)	鶏肉料理	鳥刺し、鳥皮のしょうが煮等	カンピロバクター	jejuni Lio11	6	6	葛飾区

番号	発生 月日	原因施設	原因食品	主な食事の 内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者 数	喫食 者数	担当 特別区 又は 保健所
72	8月2日	飲食店 (一般)	刺身定食		腸炎ビブリア	03:K6	2	27	港区
73	8月2日	不明	不明		腸炎ビブリア	03:K6	2	不明	大田区
74	8月3日	飲食店 (一般)	会食料理	ふぐ刺し、にぎり 寿司等	腸炎ビブリア	02:K3, 03:K6, 05:K15, 06:K18	10	19	中央区
75	8月4日	飲食店 (一般)	シヤコ		腸炎ビブリア	01:K25, 03:K6	8	12	江戸川区
76	8月5日	飲食店 (一般)	飲食店の食事	生春巻、パス タ、サラダ等	不明		17	22	新宿区
77	8月8日	不明	不明		腸炎ビブリア	03:K6	1	不明	足立区
78	8月8日	不明	不明		腸炎ビブリア	03:K6	1	不明	南多摩
79	8月9日	飲食店 (すし)	ちらし寿司		腸炎ビブリア	03:K6	2	3	台東区
80	8月9日	集団給食 (病院)	病院給食	冷むぎ、厚焼き 玉子、つくね焼 等	黄色ぶどう球 菌	コアグラーゼ VII 型	16	594	目黒区
81	8月9日	家庭	鶏卵(生食)		サルモネラ	Enteritidis	3	3	八王子
82	8月12日	家庭	家庭の食事		腸炎ビブリア	03:K6	1	10	練馬区
83	8月12日	飲食店 (すし)	会食料理	刺身、にぎり寿 司等	腸炎ビブリア	03:K6	29	39	中央区
84	8月14日	家庭	ウニ		腸炎ビブリア	01:K1	1	1	南多摩
85	8月15日	不明	不明		サルモネラ	Thompson	1	不明	南多摩
86	8月18日	不明	カニチャーハン		セレウス菌	Gilbert I	3	3	多摩立川
87	8月19日	そうざい製造 業	厚焼き玉子		サルモネラ	Enteritidis	15	17	八王子
88	8月27日	飲食店 (一般)	会食料理	鶏卵、なす揚 げ出し、刺身、 冷麺等	カンビロバクター	jejuni Lio4	9	22	八王子
89	8月29日	飲食店 (弁当)	松茸せいろ弁当		不明		3	3	新宿区
90	9月4日	飲食店 (一般)	まぐろ丼		腸炎ビブリア	03:K6	4	5	文京区
91	9月5日	飲食店 (仕出し)	仕出し弁当		ウェルシュ菌	TW39	44	181	大田区
92	9月6日	不明	不明		腸炎ビブリア	03:K6	1	不明	南多摩
93	9月8日	飲食店 (一般)	会食料理	刺身、エビ塩ゆ で、小鰯南蛮漬 等	腸炎ビブリア	03:K6	5	11	足立区
94	9月11日	不明	不明		カンビロバクター	jejuni Lio4	3	不明	豊島区
95	9月11日	飲食店 (一般)	飲食店の食事	刺身定食等	腸炎ビブリア	01:K25	22	24	港区

番号	発生 月日	原因施設	原因食品	主な食事の 内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者 数	喫食 者数	担当 特別区 又は 保健所
96	9月16日	不明	にぎりめし		黄色ぶどう球菌	コアグラーゼ VII型	1	1	島しょ
97	9月26日	飲食店 (一般)	玉子豆腐		サルモネラ	Enteritidis	17	27	新宿区
98	10月9日	家庭	家庭の食事	生卵ご飯等	サルモネラ	Enteritidis	11	11	中野区
99	10月10日	飲食店 (一般)	シイラの照り焼き		化学物質	ヒスタミン	5	17	江東区
100	10月17日	飲食店 (一般)	カジキマグロの 照り焼き		不明		7	7	渋谷区
101	10月17日	集団給食 (要許可)	学生寮の食事		不明		121	157	多摩立川
102	10月25日	飲食店 (一般)	鶏肉の刺身		カンピロバクター	jejuni Lio4, Lio5, Lio11, Lio28, Lio50, UT	12	16	多摩小平
103	10月26日	飲食店 (一般)	鶏肉の刺身		カンピロバクター	jejuni Lio10, UT	6	13	新宿区
104	11月1日	不明	不明		サルモネラ	Thompson	1	不明	台東区
105	11月2日	不明	不明		不明		1	不明	八王子
106	11月3日	飲食店 (一般)	会食料理	焼鳥、鳥わさ、 白レバーのタタ キ等	カンピロバクター	jejuni Lio4, TCK1	4	37	港区
107	11月11日	不明	不明		カンピロバクター	jejuni Lio9	1	不明	台東区
108	11月13日	不明	旅行中の食事		ウエルシュ菌	TW40, TW62, TW64	70	257	秋川
109	11月21日	飲食店 (仕出し)	仕出し弁当		小型球形ウイルス		106	1,276	豊島区
110	12月6日	飲食店 (一般)	会食料理	中華料理	小型球形ウイルス		130	2,032	豊島区
111	12月8日	その他 (野外)	クワズイモ		植物性自然毒	シュウ酸カルシウム	2	2	大田区
112	12月9日	不明	不明		カンピロバクター	jejuni Lio7	1	不明	大田区
113	12月10日	飲食店 (一般)	生カキ		小型球形ウイルス		37	61	墨田区
114	12月12日	飲食店 (一般)	会食料理	刺身、魚介のサ ラダ、ちゃんこ 鍋等	小型球形ウイルス		25	43	品川区
115	12月14日	その他 (事業所)	まかない食	カキの味噌汁等	小型球形ウイルス		6	14	杉並区
116	12月22日	不明	不明		カンピロバクター	jejuni Lio28	1	不明	目黒区
117	12月23日	飲食店 (一般)	生カキ		小型球形ウイルス		24	35	多摩立川
118	12月24日	不明	不明		不明		3	不明	杉並区

注)「原因食品」には、原因として推定される食品を含む。

イ 事件の概要

番号	概 要		
1	<p>1月3日16時30分、宮城県内の医師から、食中毒の疑いのある患者3名を診察した旨の届出があり、都庁を通じて患者の住所地を所管する杉並保健所へ通報された。</p> <p>患者らは、2世帯5名で1月1日から3日まで東北地方を旅行しており、1日は福島県内、2日は宮城県内の旅館に宿泊していた。そのうち4名が、1月3日4時から8時にかけておう吐、下痢、腹痛、発熱等を発症しており、この4名の共通食は旅行中の食事のみであった。調査の結果、患者及び非発症者各1名のふん便からSRSVを検出したが、非発症者は1歳の乳児であり、旅館の食事を喫食していなかった。また、利用施設についてはいずれも他の利用者から類似患者の発生が確認されず、病因物質も検出されなかったことから、原因と特定するには至らなかった。</p> <p>1月7日に患者を診察した医師から食中毒の届出がなされたため、杉並保健所では本件を原因不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（旅館・ホテル）
2	<p>1月16日9時30分、台東区内の会社員から、同区内の飲食店にて会食したところ食中毒様症状を呈する者が発生した旨、台東保健所に通報があった。</p> <p>調査の結果、患者らは、1月12日20時頃から当該施設にて28名で、マリネやサラダ、カキのリゾット等を喫食し、そのうち16名が13日22時頃から下痢、発熱、おう吐等を発症していることが確認された。また、1月13日19時から同施設を利用した別グループ10名のうち2名も14日23時より同様の症状を呈していることが判明した。</p> <p>検査の結果、患者のふん便からSRSVが検出され、患者らの共通食は当該飲食店の食事以外にないことから、台東保健所はこれを原因とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
3	<p>1月18日、文京区内の医師から、1月17日に患者21名を診察し食中毒と診断した旨、文京保健所に届出があった。</p> <p>患者らは大学の教職員で、1月15日に行われた試験説明会に出席し、昼食に台東区内の施設で調製されたちらし寿司弁当を喫食していた。調査の結果、喫食者122名のうち79名がはき気、おう吐、発熱、下痢等の症状を呈していることが確認された。また、当該弁当は11時30分頃から13時30分頃にかけて大学内の複数箇所でも喫食されていたが、患者の発生は喫食後24時間から48時間にかけて一峰性のピークを示していることが判明した。</p> <p>患者の共通食は他になく、検査の結果患者及び調理従事者のふん便からSRSVが検出されたことから、台東保健所は当該飲食店が提供した「ちらし寿司弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	大学構内	調査実施施設 飲食店（すし屋）
4	<p>1月22日9時、多摩市在住の男性から、食中毒様症状を呈した旨、南多摩保健所に連絡があった。</p> <p>患者は4人家族で、4名とも1月21日7時から21時にかけて、おう吐、下痢、発熱等を呈しており、全員のふん便からSRSVを検出した。潜伏期間中の患者らの共通食はいずれも家庭での食事であり、親戚から送られた生カキセットのカキを生カキやカキフライとして数回にわたり喫食していた。この「生カキセット」は、加熱用殻付きカキと生食用むき身カキの詰め合わせであったが、患者らは表示を確認せず、生食用のむき身をカキフライとして、また、加熱用の殻付きカキを生そのまま喫食していた。</p> <p>このことから、加熱用カキの生食が発症の原因と推定されたが、加熱用カキの残品は無く、また、カキ以外にも共通食があることから、南多摩保健所は、「家庭の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	家庭	調査実施施設 家庭
5	食中毒事件の詳細（P.106）に掲載		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概 要			
6	<p>1月22日17時、港区在住の男性から、1月21日に同区内の飲食店でラーメンを喫食した後、食中毒様症状を呈した旨、港区みなと保健所に通報があった。</p> <p>その後、同施設を1月23日に利用した別グループでも10名中9名が同様の症状を呈していることが判明した。調査の結果、患者はいずれも腹痛、下痢等の症状を呈しており、8名のふん便からウェルシュ菌を検出した。また、調理従事者のふん便及び1月25日に収去した参考食品のチャーシュー及びみりん醤油からもウェルシュ菌が検出された。</p> <p>患者の共通食は当該施設で提供された「ラーメン」のみであることから、港区みなと保健所はこれを原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該施設では、製造したチャーシューを翌日まで常温で保存するなど食品の取扱い不良が認められ、これが事故発生につながったものと考えられた。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
7	<p>1月25日15時頃、東村山市内の医師から、食中毒様の症状を呈する患者を診察し、患者の家族も同様の症状を呈している旨、多摩東村山保健所に通報があった。</p> <p>調査の結果、この患者は5人家族で、全員が1月24日4時から22時にかけて下痢、腹痛、発熱等を発症していることが確認された。また、患者5名全員及び飼い犬のふん便と、家庭の台所のふき取りからサルモネラを検出した。</p> <p>患者らの共通食は1月23日の夕食に家庭で調理したカツ煮（豚カツの卵とじ）等であり、飼い犬もこのカツ煮を喫食していたことから、多摩東村山保健所は「家庭の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	家庭	調査実施施設	家庭
8	<p>1月28日10時30分、目黒区内の飲食店営業者が目黒区保健所に来所し、1月23日に提供した会食料理の喫食者から食中毒様症状を呈する患者が発生している旨の相談があった。</p> <p>調査の結果、患者グループは、23日19時30分から当該施設にて17名で、生カキ、マグロのキムチ和え等を会食しており、うち9名が24日2時から26日23時にかけて、おう吐、下痢、発熱等を発症していることが判明した。また、患者ふん便及び参考食品の生食用カキからSRSVを検出した。</p> <p>患者ら17名の勤務先は3箇所に分かれており、共通食はこの施設での会食に限られたため、目黒区保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
9	<p>1月26日14時30分、世田谷区内の医師から、食中毒様の症状を呈する学生9名を診察し、この9名は大学の寮で生カキを喫食している旨、世田谷区役所休日受付に連絡があった。</p> <p>患者らの学生寮には179名が在籍していたが、発症したのは1月23日22時頃から、寮生の実家より送られた加熱調理用の生カキを生食した29名のうちの14名であった。患者は25日4時30分から26日21時にかけておう吐、腹痛、下痢、発熱等を発症しており、ふん便からはSRSVを検出した。</p> <p>学生寮では食事の提供をしていたが、このカキを喫食していない寮生から類症患者の発生はなかった。当該カキの残品は無く、検査はできなかったが、この「加熱用生カキ」が原因食品として強く推定され、世田谷保健所は本件を食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	居住先（大学の寮）	調査実施施設	その他（学生寮）
10	<p>1月28日10時、荒川区内の医師から、1月25日夜に同病院の職員18名が区内飲食店で新年会をしたところ、そのうち7名が食中毒様症状を呈している旨、荒川区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、他の利用客からも患者の発生が確認され、1月25日から27日の間に当該施設で生カキの酢の物を含む会食料理を喫食した6グループ44名のうち4グループ26名が、25日23時から29日12時にかけて吐き気、腹痛、下痢、発熱等を発症していることが判明した。検査の結果、患者と非発症者のふん便及び26日に提供されたものと同ロットの生カキからSRSVが検出された。また、マスターテーブルのχ^2検定でも、「生カキの酢の物」が原因食品として有意と推定されたことから、荒川区保健所はこれを原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概 要			
11	<p>2月2日10時30分頃、青梅市内の医師から、同病院の職員が同市内の飲食店で会食したところ、食中毒様の症状を呈する者が発生している旨、多摩川保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは、1月29日19時から当該飲食店にて、21名で、生カキ（生食用殻付き）、寿司、寄せ鍋（カキ入り）等を喫食しており、そのうち13名が30日2時から2月1日午前中にかけて、吐き気、おう吐、下痢、発熱等を発症していることが確認された。喫食調査から、21名中14名が生カキを喫食しており、患者13名は全員生カキの喫食者であることが判明した。マスターテーブルのχ^2検定からも「生カキ」が原因食品として有意と推定され、また、患者のふん便からはSRSVが検出された。よって、多摩川保健所は当該飲食店が提供した「生カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
12	<p>2月2日昼、青ヶ島村内の医師から、食中毒様症状を呈する患者を診察した旨、島しょ保健所八丈出張所に連絡があった。</p> <p>患者らは、1月30日21時頃青ヶ島村内の民家において、10名で、生カキ、焼カキ、ウメイロの刺身等を喫食していた。調査の結果、そのうち7名が1月31日14時30分から2月2日19時にかけて、下痢、おう吐、腹痛等を発症していたことが判明し、患者のふん便からはSRSVを検出した。患者全員の共通食は生カキ（生食用）と1月26日に島で釣ったウメイロの刺身であった。患者の喫食状況及び発症状況から、島しょ保健所では本件を「生カキ」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	家庭	調査実施施設	家庭
13	<p>2月1日15時30分、豊島区内の医師から、食中毒様症状を呈する患者を診察した旨、同区長崎保健所へ連絡があった。患者が品川区内の飲食店を利用しているとの情報から、都庁を経由して品川区保健センターへ通報された。</p> <p>患者らは、1月30日に品川区内の飲食店にて6名で、生カキ、焼カキ、カキのチャウダー等を喫食し、31日10時から6名全員が、下痢、発熱、おう吐、腹痛等を発症していた。</p> <p>また、2月5日には、1月31日に同店を利用した別グループからも食中毒様症状を呈する者が発生していることが判明した。このグループは、21名でこの施設を利用しており、うち13名が2月2日3時から同様の症状を呈していた。調査の結果、生カキを喫食しなかった3名は発症していないことが判明し、マスターテーブルのχ^2検定からも生カキが原因食品として有意に推定された。</p> <p>検査の結果、両グループの患者ふん便及び施設から収去した生食用カキからSRSVが検出されたこと、また、2グループの共通食が当該施設で提供された食事以外にないことから、品川区保健センターは本件を当該施設で提供した「生カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。しかし、この施設では国内外の様々な産地のカキを取扱っており、患者グループにも多種類のカキが提供されていたため、どのカキが原因食品となったかを特定することはできなかった。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
14	<p>2月4日14時、「2月1日の深夜に渋谷区内の飲食店にて10名で会食し、6名が生カキを喫食したところ、そのうち5名が食中毒様症状を呈した。」旨の通報が、発症者から村山大和保健所へあった。</p> <p>調査の結果、患者らは、2月1日23時30分から渋谷区内の飲食店にて10名で、生カキ、焼きうどん、サラダ等を喫食しており、生カキを喫食した6名中5名が2月2日16時30分から同月3日18時にかけておう吐、下痢、発熱等を呈していたことが確認された。また、患者のふん便からはSRSVを検出した。患者らの共通食は当該飲食店での食事のみであり、生カキを喫食しなかった4名は発症していないことから、渋谷区保健所は当該飲食店で提供された「生カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
15	<p>2月8日15時30分、埼玉県在住の大学生から同県草加保健所へ、2月4日に渋谷区内の飲食店で行われた謝恩会の参加者から食中毒様症状を呈する者が発生している旨の連絡があり、都庁を通じて同日17時10分、渋谷区保健所に通報された。</p> <p>患者らは、2月4日19時から渋谷区内の飲食店にて大学のゼミの謝恩会を行っており、生カキ、サラダ、ケーキ等のバイキング料理を喫食していた。調査の結果、参加者86名のうち38名が2月5日0時から8日10時にかけて、吐き気、下痢、おう吐、発熱等を呈していることが確認され、患者ふん便からSRSVが検出された。渋谷区保健所では、患者の喫食調査等から、本件を当該飲食店で提供された「生カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>また、この施設では通常生カキの提供は行っていなかったため、その取扱いに不慣れであり、カキの殻を開ける際などに他の調理食品を二次汚染させた可能性も指摘された。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概 要			
16	<p>2月13日、立川市内の病院の事務次長から、食中毒様症状を呈する患者2名を診察した旨、多摩立川保健所に連絡があった。患者らは青梅市内在住の親族と共に飲食店を利用していたことから、都庁を通じて多摩立川保健所へ通報された。</p> <p>調査の結果、患者らは2月10日の20時頃から青梅市内の飲食店にて、計5名で食事をしており、そのうち生カキを喫食した4名が11日7時頃から下痢、嘔吐、発熱等の症状を呈していることが判明した。また、同施設を2月8日に利用し、生カキ等を会食した3名のグループのうち2名も10日16時頃から同様の症状を呈していたことが判明した。検査の結果、両グループとも患者のふん便からSRSVを検出した。</p> <p>2グループの喫食日は異なっていたが、患者6名に提供された生カキはこの店が7日に仕入れた同一ロットの生食用殻付きカキであり、患者らに共通して提供された食品はこの生カキのみであったことから、多摩立川保健所は、本件を当該施設で提供された「生カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）	
17	<p>2月25日17時頃、多摩市在住の主婦から、2月13日に同市内の飲食店において会食したところ、食中毒様症状を呈する者が発生した旨、南多摩保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは2月13日11時30分から16名で、刺身、焼カキ、貝柱ときゅうりの酢の物等を喫食しており、このうち10名が同日15時から15日4時にかけて吐き気、おう吐、腹痛、下痢、発熱等を発症していたことが確認された。検査の結果、患者ふん便からSRSVを検出し、患者の共通食は他にないことから、南多摩保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>なお、喫食者の聞き取り調査では焼きカキが生っぽかったとの話が複数出ており、調理の再現試験でも加熱温度のムラが確認されたことから、焼きカキが原因食品として推定された。</p>			
原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）	
18	<p>2月20日8時58分、目黒区内の病院の医師から、同病院附属の看護助産学校の学生34名が食中毒様症状を呈している旨、目黒区保健所に届出があった。</p> <p>調査の結果、患者はいずれもこの看護助産学校に併設されている学生寮の食堂を利用していることが判明した。生徒数305名中、食堂利用者は寮生190名と通学生9名であり、食堂を使用していない通学生106名及び教職員23名に類似患者の発生は無かった。</p> <p>調査の結果、患者は81名で、いずれも2月18日に学食を利用していることが判明した。また、マスターテーブルのχ^2検定の結果、同日の昼食と夕食に共通して提供された湯ぶりカキのカクテルが原因食品として有意に推定された。また、検査の結果、この湯ぶりカキのカクテルの検食及び患者と非発症の喫食者、調理従事者のふん便からSRSVを検出した。また、SRSVの検出された調理従事者はいずれも当該カキを喫食していた。</p> <p>これらのことから、目黒区保健所では、2月18日にこの寮食堂で昼食及び夕食として提供された「湯ぶりカキのカクテル」を原因食品とする食中毒事件と断定した。この料理に使用されたのは加熱調理用のカキであり、その加熱不足が事故発生の要因と考えられた。</p>			
原因食品の喫食場所	集団給食（要許可）	調査実施施設	集団給食（要許可）	
19	<p>2月26日17時30分、小平市在住の作家から、2月23日に国分寺市内の寿司店にて6名で会食をしたところ、24日から6名全員が食中毒様症状を呈した旨、多摩小平保健所に連絡があり、都庁を通じて多摩立川保健所に通報された。</p> <p>調査の結果、患者6名は2月23日20時から当該寿司店で刺身、殻付き生カキ、寿司等を喫食し、2月24日13時から25日17時にかけて吐き気、おう吐、腹痛等を発症していたことが確認された。また、患者のふん便からはSRSVを検出した。</p> <p>患者の共通食は他になかったことから、多摩立川保健所は当該寿司店で提供された「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
原因食品の喫食場所	飲食店（すし屋）	調査実施施設	飲食店（すし屋）	

番号	概 要			
20	<p>3月6日15時30分、江東区内の病院の医師から、同病院の入院患者及び職員等が食中毒様症状を呈している旨、江東区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、発症しているのは病院職員と入院患者、及び病院に隣接する終身ケアマンションの入居者であり、全員が、病院の給食施設で調製された3月4日の昼食を喫食していることが判明した。患者は、3月5日2時から7日5時にかけて吐き気、おう吐、下痢、発熱等を呈しており、検査の結果、患者と調理従事者のふん便からSRSVを検出した。</p> <p>患者らの共通食は他になく、食事以外に接点のない病院とケアマンションで同時期に患者が発生していることから、江東区保健所は当該施設で提供した「病院給食」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	集団給食（病院）	調査実施施設	集団給食（病院）
21	<p>3月10日11時45分、東京都保健医療情報センターより、「府中市内の会社員から、3月7日に社員15名で会食したところ、そのうち8名が食中毒様症状を呈しているとの通報があった。」旨、府中小金井保健所へ連絡があった。</p> <p>調査の結果、この3月7日に当該施設を利用した他グループからも患者が発生していることが判明し、4グループ59名のうち3グループ26名が、3月8日3時から10日11時にかけて吐き気、下痢、腹痛等の症状を呈していることが確認され、ふん便からはSRSVを検出した。患者グループは別々のコース料理を喫食していたが、大あさりのグラタンやサラダなど、献立中4品が共通していた。そして、マスターテーブルのχ^2検定の結果「大あさりのグラタン」が原因食品として有意に推定されたことから、府中小金井保健所はこれを原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>原因食品の調理工程を確認したところ、店のマニュアルでは4分間加熱した後、更に2分間の加熱工程があったが、当日は調理が忙しいとの理由から、2回目の加熱を怠っていたことが判明した。このため、大あさりの加熱不十分が事故発生の原因と推測された。</p> <p>なお、本件の患者1名が、その後発熱や倦怠感等を呈し、4月19日付けで医療機関からA型肝炎患者として届出されたが、本件との因果関係は明らかにならなかった。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
22	食中毒事件の詳細（P. 108）に掲載			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
23	<p>3月12日10時15分頃、足立区内のそば屋で9日に法事の会食をしたところ、食中毒様症状を呈した者がいる旨、患者から荒川区保健所に連絡があり、都庁を通じて足立保健所へ通報された。</p> <p>患者らは、3月9日12時から足立区内のそば屋にて12名で、刺身、カキ酢、焼き鮭、ホタテの揚げ物等を喫食し、そのうち8名が発症していた。また、当日同時刻にこの店を利用していた別の12名グループでも6名が同様の症状を呈していることが判明した。調査の結果、患者は計2グループ14名で、3月10日8時から11日15時にかけて下痢、腹痛、おう吐、発熱等を発症しており、ふん便からSRSVを検出した。患者の共通食は他になかったことから、足立保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>患者らが喫食したカキ酢のカキは、加熱調理用のカキを湯通し程度に加熱したものであり、原因食品と疑われたが、残品がなく、また、カキ酢を喫食していない患者が1名いたことから原因食品として特定するには至らなかった。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（そば屋）	調査実施施設	飲食店（そば屋）
24	<p>3月15日14時30分、大田区内のホテルの料飲支配人らが大田区保健所へ来所し、3月11日に同ホテルを宴会で利用した客から食中毒様症状を呈する者が発生している旨の届出がなされた。</p> <p>患者らは同じ職場に勤務する37名で、3月11日18時から当該施設にてボイルカキ、上海焼そば、タマゴスープ等を喫食していた。その後、18名が3月11日23時から13日21時にかけて、下痢、おう吐、腹痛等を呈し、患者及び非発症の喫食者ふん便からSRSVを検出した。</p> <p>患者の共通食は当該施設での会食のみであった。また、患者らの勤務先においてこの宴会の参加者以外に類似症状を呈するものはおらず、宴会時に着席したテーブルごとに患者発生の偏りもなかったことから、感染症の疑いは否定された。このため、大田区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>ボイルカキの調理方法の調査から、一度に大量のカキを沸騰湯中に投入し茹でていたことが確認され、カキの加熱不十分が事故発生の要因と推測された。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（旅館・ホテル）	調査実施施設	飲食店（旅館・ホテル）

番号	概 要			
25	食中毒事件の詳細 (P. 110) に掲載			
	原因食品の 喫食場所	飲食店 (すし屋)	調査実施施設	飲食店 (すし屋)
26	<p>4月5日10時10分頃、足立区内在住の患者関係者から、3月31日21時頃から同区内飲食店にて食事をした5名のうち4名が食中毒様症状を呈している旨、足立保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、3月31日21時から足立区内の飲食店にて、鳥レバ刺、イカとねぎのヌタ、鶏のささみを軽くあぶったもの等を喫食した5名のうち4名が、4月1日8時から3日19時にかけて、下痢、腹痛、発熱等を呈していることが確認された。検査の結果、患者及び当該飲食店の調理従事者のふん便からカンピロバクターを検出した。</p> <p>患者の共通食はこの他になかったことから、足立保健所は当該飲食店が提供した食事を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設	飲食店 (一般)
27	<p>4月12日20時30分、東京都保健医療情報センターから、葛飾区在住の男性より、家族が食中毒様症状を呈し病院の検便でサルモネラが検出された、との通報を受けた旨葛飾区保健所に連絡があった。</p> <p>患者は5人家族で、5名とも4月6日の夜中から7日の昼にかけて下痢、腹痛、おう吐等を発症しており、全員のふん便からサルモネラを検出した。</p> <p>喫食調査から、この家族は4月6日の昼食にそばと天ぷらを喫食していたことが判明した。天ぷらは喫食当日にそうざい店にて購入したものであったが、店に対し他に苦情はなかった。そばのつゆは、生卵3個を割り入れ混ぜ合わせたものを家族5名で喫食していたことから、原因食品として疑われたが、卵のさかのぼり調査の結果他に苦情はなかった。また、家庭及びそうざい店のふき取りからサルモネラは検出されなかった。</p> <p>4月6日以外の喫食状況については十分な調査協力が得られなかったことなどから原因食品の特定には至らず、葛飾区保健所は本件を原因不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	不明	調査実施施設	家庭、飲食店 (そうざい)
28	<p>4月18日10時、世田谷区在住の男性から世田谷保健所へ、港区内の中華料理店にて食事をしたところ、6名中5名が食中毒様症状を呈した旨の通報があり、都庁を通じて港区みなど保健所へ通報された。</p> <p>調査の結果、患者らは、4月13日18時から港区内の飲食店にて3家族6名でアサリの老酒づけ等を含む中華料理のコースを喫食しており、そのうち5名が14日17時から15日10時にかけて下痢、発熱、腹痛などを発症していることが確認された。患者ら3家族に共通する喫食は他になく、患者ふん便からSRSVを検出したことから、港区みなど保健所は当該施設で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設	飲食店 (一般)
29	<p>4月22日16時40分、葛飾区内の医師から、患者のふん便からカンピロバクターが検出され、食中毒である旨の届出があった。</p> <p>カンピロバクターが検出された患者は4月19日17時から頭痛、発熱、下痢等を呈しており、患者の同居家族である姉も20日17時から腹痛と下痢を発症していることが判明した。患者らは5人家族で、患者2名の共通食は家庭の食事の他、小学校の給食や飲食店の利用等があった。しかし、調査の結果、利用施設に対して他に苦情等はなく、家庭のふき取りからも病因物質は検出されなかったことから、原因食品を特定することはできなかった。そのため、葛飾区保健所は本件を原因食品不明の食中毒として処理した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	不明	調査実施施設	不明
30	<p>4月30日、板橋区内の病院の医師から、入院中の同病院職員のふん便からカンピロバクターを検出し、食中毒の疑いがある旨、板橋区保健所へ連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者は、4月19日18時30分から板橋区内の飲食店にて同病院職員ら20名で、刺身、焼鳥等を喫食しており、そのうち11名が、4月20日7時から25日8時にかけて、下痢、発熱等を発症していることが判明した。患者らの共通食は他になく、検査の結果、患者ふん便からカンピロバクターを検出したことから、板橋区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>献立中の鳥わさ等の加熱不十分か、鳥肉の取扱い不良による二次汚が事故発生の要因と推測された。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設	飲食店 (一般)

番号	概 要		
31	食中毒事件の詳細 (P. 112) に掲載		
	原因食品の 喫食場所	その他 (野外)	調査実施施設 その他 (野外)
32	<p>4月24日、西東京市内の医師より、患者2名のふん便からカンピロバクターが検出され、食中毒である旨、多摩小平保健所に届出があった。</p> <p>調査の結果、患者は4人家族で、全員が4月21日22時から23日6時にかけて下痢、発熱、腹痛等を発症していることが判明した。患者の共通食は家庭及び飲食店における食事であったが、利用施設に対し他に苦情はなく、家庭のふき取りからもカンピロバクターは検出されなかった。多摩小平保健所は本件を家庭の食事を原因とする食中毒として処理した。</p>		
	原因食品の 喫食場所	家庭	調査実施施設 患者自宅、飲食店 (一般)
33	<p>4月24日15時5分、川崎市内の医師から川崎市高津区役所保健所に、食中毒様症状を呈する患者2名を診察した旨の届出があり、患者が世田谷区内で購入したパンを喫食していたことから、都庁を通じて世田谷保健所へ通報された。</p> <p>患者らは4月23日19時15分頃、世田谷区内のパン店でクリームパン等を購入し、24日6時30分頃、これらを自宅にて家族3名で喫食していた。その後、同日9時頃から2名が吐き気、おう吐、下痢等を呈し、検査の結果、患者の吐物とふん便、施設のふき取り、従事者手指等から、黄色ブドウ球菌を検出した。</p> <p>患者の発症状況は黄色ブドウ球菌による食中毒症状と一致しており、その潜伏期間内における共通食は当該「クリームパン」のみであった。また、患者及び施設から検出された黄色ブドウ球菌のコアグラマーゼ型及び毒素型が一致したことから、世田谷保健所はこれを原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>原因施設の調理従事者は粉アレルギーで手が荒れており、また、クリームパンのカスタードクリームを翌々日まで使いまわすなど、施設側の衛生管理に対する認識は不足していた。また、このクリームパンは、購入後喫食まで、一晚患者自宅の電子レンジ上に置かれており、この間に菌が増殖、毒素を産生し事故発生に至ったものと考えられた。</p>		
	原因食品の 喫食場所	患者自宅	調査実施施設 菓子製造業
34	<p>5月13日、世田谷区内にある高等学校に通う生徒の保護者から渋谷区保健所へ、学校で調理実習を行った後に、おう吐、下痢等を呈する生徒が発生している旨、通報があった。</p> <p>通報を受けた世田谷保健所が調査したところ、この学校では4月23日から5月7日までの間に、計7クラス293名が、調理実習で親子丼、ほうれん草のごま和え、吸い物を作り喫食していたことが判明した。このうち6クラス38名が、4月25日から5月14日8時30分にかけて腹痛、下痢等を発症しており、患者ふん便からカンピロバクターを検出した。患者らの共通食はこの「調理実習の食事」のみであったことから、世田谷保健所はこれを原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>調理実習では、親子丼に使用する鶏肉とほうれん草のごま和えを同じテーブルで同時に調理していたことから、二次汚染又は鶏肉の加熱不足によるものと推定された。</p>		
	原因食品の 喫食場所	その他 (調理実習室)	調査実施施設 その他 (調理実習室)
35	<p>5月5日20時頃、東京都保健医療情報センターから、5月3日に青梅市内で行われた祭礼の参加者が食中毒様症状を呈している旨、多摩川保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは5月3日に行われた祭礼の「おはやし」の担当で、同市内の飲食店で調製された弁当を、昼食として11時30分から、夕食として17時から喫食していたことが判明した。調査の結果、当該施設の弁当を喫食した計42名のうち30名が5月3日19時から8日21時にかけて下痢、おう吐、発熱等を発症していることが確認され、患者のふん便からSRSVが検出された。また、調理従事者も当該弁当を喫食しており、そのふん便からもSRSVを検出した。</p> <p>患者の共通食はこの施設で調整した弁当以外になかったことから、多摩川保健所は当該施設で調製した「弁当」を原因とする食中毒事件と断定した。喫食調査から、昼食と夕食のいずれか一方のみを喫食して発症した者がいたことから、原因食品を特定することはできなかった。</p>		
	原因食品の 喫食場所	祭礼会場	調査実施施設 飲食店 (弁当屋)

番号	概 要		
36	<p>5月27日15時40分、練馬区内の高校職員から、同校で実施した校外活動から戻ってきた生徒多数が下痢、腹痛を呈している旨、練馬区保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは、5月20日から22日にかけて、2年生12クラス約600名が3班12組に分かれて、信州方面に宿泊を伴う校外活動に行ったところ、2班5組約250名のうち176名が、5月22日から28日にかけて、腹痛、下痢等を呈した。患者ふん便からは、既知の食中毒起因菌は検出されなかったが、高率に腸管凝集接着性大腸菌 (enteroaggregative <i>E. coli</i>: EAggEC) を検出した (現在のところ病原性については十分に明らかにされていない)。患者の利用施設には他の利用客からの苦情はなく、また施設の検査からは、既知の食中毒起因菌は検出されなかった。一部の検体については、都立衛生研究所にてEAggECの検査も行ったが、陰性であった。</p> <p>練馬区保健所は本件について、旅行中の食事を原因とする食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店 (一般、旅館)
37	<p>5月25日16時、立川市内の医師から、おう吐、下痢を呈した家族4名を診察したので食中毒と診断する旨、東京都保健医療情報センターを通じ、多摩立川保健所に届出があった。</p> <p>患者は4人家族で、5月25日11時30分から12時にかけて、自宅で調理したスパゲティを喫食したところ、4名全員が同日13時から15時にかけて、おう吐、下痢等を呈し、ふん便からセレウス菌 (Gilbert1型) を検出した。患者の共通食は自宅の食事のみであり、家庭のふき取りからも、セレウス菌 (Gilbert1型) を検出した。また、スパゲティの麺は前日の19時に茹で、室温に4時間放置後、冷蔵庫で保存していたものであったことが判明した。</p> <p>これらのことから、多摩立川保健所は「スパゲティ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	家庭	調査実施施設 家庭
38	食中毒事件の詳細 (P. 113) に掲載		
	原因食品の喫食場所	講演会場	調査実施施設 飲食店 (弁当屋)
39	<p>5月31日13時頃、日の出町役場職員から、羽村市内の飲食店が調製した仕出し弁当を喫食した複数名が、下痢、腹痛を呈している旨、秋川保健所に連絡があり、都庁を通じて、多摩川保健所に通報された。</p> <p>調査の結果、5月30日の昼食として、当該飲食店が調製した仕出し弁当を喫食した5グループ60名のうち3グループ27名が、5月30日16時から31日24時にかけて下痢等を呈し、ふん便からウェルシュ菌を検出した。患者の共通食がこのほかになかったことから、多摩川保健所は当該飲食店が提供した「仕出し弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該飲食店が調製した弁当は3種類あったが、患者の発生はこのうち2種類の弁当喫食者に限られていた。このため、2種類の弁当のみに共通していた八宝菜及び春雨サラダが原因食品として疑われたが、営業者が検食の保存を怠っていたため検査はできず、特定には至らなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	事業所、病院	調査実施施設 飲食店 (仕出し屋)
40	<p>6月3日8時35分、世田谷区内の会社経営者から、社員3名で世田谷区内の飲食店で食事をしたところ、全員が食中毒様症状を呈した旨、世田谷区保健所に連絡があった。</p> <p>患者3名は、5月29日21時から23時にかけて、世田谷区内の飲食店で鶏肉の刺身 (レバー、ささみ、砂肝)、焼鳥、サラダ等を喫食したところ、5月30日9時から6月1日16時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈し、ふん便からカンピロバクターを検出した。また、生食用として提供を予定していた参考食品 (レバー、ささみ、砂肝) からカンピロバクターを検出した。</p> <p>これらのことから、世田谷区保健所は当該飲食店が提供した「鶏肉の刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設 飲食店 (一般)
41	<p>5月31日16時、新宿区内の医師から、同病院の研修医が食中毒様症状を呈した旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>患者ら11名は、5月29日19時から23時にかけて、新宿区内の飲食店において、生食用殻付きカキ、刺身、てんぷら等を喫食後、このうち8名が、5月31日7時から6月2日14時にかけて、下痢、腹痛、おう吐、発熱等を呈し、ふん便からSRSVを検出した。患者は全員、生食用殻付きカキを喫食していたことから、新宿区保健所は当該飲食店で提供された「生カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設 飲食店 (一般)

番号	概 要		
42	<p>6月11日14時20分、旅行会社の社員から、修学旅行から戻った高校の生徒が、食中毒様症状を呈した旨、港区みなと保健所に連絡があった。</p> <p>患者ら201名は、5月28日から31日にかけて、山陰・山陽方面に修学旅行に出かけ、このうち30名が、5月31日から6月5日21時にかけて、下痢、腹痛、発熱等を呈し、ふん便からカンピロバクターを検出した。患者らが利用した施設に他に苦情はなく、施設の検査結果からカンピロバクターは検出されなかった。これらことから、港区みなと保健所は、旅行中の食事を原因とする食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（一般、旅館、弁当屋）
43	<p>6月6日15時20分、渋谷区内の社員より、6月3日21時30分頃から新宿区内の飲食店を6名で利用したところ、3名が食中毒症状を呈している旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者3名には他にも共通喫食があり、6月1日22時頃から渋谷区内の飲食店で焼鳥（ササミ、砂肝等）等を喫食していることが判明した。患者3名は、6月4日1時から20時にかけて、下痢、腹痛、発熱等を呈しており、ふん便からカンピロバクターを検出した。患者が共通して喫食していた鶏ササミ肉の串焼きは、中心部が生状態であり、加熱不足と考えられた。</p> <p>カンピロバクターの潜伏時間や患者の喫食内容等から、渋谷区保健所は当該飲食店が提供した「鶏ササミ肉の串焼き」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
44	<p>6月7日15時30分、品川区内の医師から、食中毒様症状を呈して受診した患者の検便からナグ・ビブリオを検出した旨、品川区保健所に食中毒の届出があった。</p> <p>患者は、6月5日20時から吐き気、発熱、下痢、おう吐、腹痛を呈した。患者は一人暮らしで、昼食は職場で仕出し弁当を、その他はそうざい類を購入して自宅で喫食していた。患者の勤務先、当該仕出し屋及びそうざい店には、同様苦情はなかった。また、家庭のふき取り検体からはナグ・ビブリオを検出しなかった。</p> <p>品川区保健所は本件について、原因施設、原因食品不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（一般、そうざい、仕出し屋）
45	<p>6月11日、墨田区内の医師から、食中毒の疑いのある患者を診察した旨、墨田区保健所に連絡があり、都庁を通じて、台東保健所に通報された。</p> <p>当該患者は親戚ら12名で、6月8日13時から18時にかけて、購入したそうざい等を喫食したところ、台東区内のそうざい店で購入した「鶏肉の唐揚げ」を喫食した7名のうち6名が腹痛、下痢を呈し、ふん便からサルモネラ（<i>S. Hadar</i>）を検出した。また、同時期、都立衛生研究所で検査を行っていた別グループの患者ふん便からもサルモネラ（<i>S. Hadar</i>）を検出したことから、関連性を確認するために詳細な喫食調査を実施したところ、前述の患者家族と同日、同じそうざい店で購入した「鶏肉の唐揚げ」を家族5名で喫食し、2名が腹痛、下痢を呈したことが判明した。当該そうざい店を調査したところ、ふき取り（唐揚げ用バット）及び従事者ふん便からサルモネラ（<i>S. Hadar</i>）を検出した。これらことから、台東保健所は当該そうざい店で調製された「鶏肉の唐揚げ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>事件当日は、地域において祭礼が開催され、当該そうざい店では通常の10倍の鶏肉の唐揚げの調理をおこなっており、加熱不足が原因と推測された。</p>		
	原因食品の喫食場所	患者自宅	調査実施施設 飲食店（そうざい）
46	<p>6月28日14時45分、千代田区内の会社員から、6月20日に7名で会食をしたところ、全員が食中毒様症状を呈した旨、千代田保健所に連絡があった。</p> <p>患者7名は、6月20日19時30分頃から千代田区内の飲食店で鳥わさ、焼鳥、サラダ等を喫食し、6月21日1時30分から24日13時にかけて、下痢、腹痛、おう吐、発熱等を呈し、ふん便からカンピロバクターを検出した。患者は同じ会社の社員であったが、共通食はこのほかになかったことから、千代田保健所は当該飲食店で提供された、「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>再現試験を行ったところ、鳥わさの中心部温度は36℃と低く、加熱不十分と考えられた。また、当該店舗では使用済みの平串を洗浄して再利用しており、乾燥も十分ではなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概 要			
47	<p>6月28日11時20分、千葉市内の会社にある健康室の医師から、同社の社員3名が中央区内の飲食店で会食後、食中毒様症状を呈した旨、中央区保健所に連絡があった。</p> <p>患者ら24名は、6月21日18時30分から中央区内の飲食店で、刺身、牛タタキ、いくらおろし和え等を喫食後、12名が6月24日8時から26日0時にかけて、下痢、腹痛等を呈し、ふん便からカンピロバクターを検出した。</p> <p>患者の共通食がこのほかになかったことから、中央区保健所は、当該飲食店が提供した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
48	<p>食中毒事件の詳細（P.116）に掲載</p>			
	原因食品の喫食場所	その他（調理実習室）	調査実施施設	その他（調理実習室）
49	<p>7月9日13時15分、新宿区内の医師から、患者からカンピロバクターが検出された旨、新宿区保健所に連絡があり、都庁を通じて、港区みなと保健所に通報された。</p> <p>患者ら5名は、6月29日12時15分から港区内の飲食店において、焼鳥、もろきゅう等を喫食したところ、4名が6月29日20時から7月4日18時30分にかけて、下痢、発熱、腹痛等を呈し、ふん便からカンピロバクターを検出した。</p> <p>患者の共通食がこのほかになかったことから、港区みなと保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
50	<p>7月8日17時20分、渋谷区内の医師から、同病院の職員が新宿区内の飲食店で会食後、食中毒様症状を呈し、ふん便からカンピロバクターを検出した旨、渋谷区保健所に連絡があり、都庁を通じて、新宿区保健所に通報された。</p> <p>患者ら7名は、6月29日20時から21時にかけて、新宿区内の飲食店で、焼鳥（レバー、もも等）、サラダ等を喫食後、4名が7月1日19時から2日21時にかけて、下痢、発熱、腹痛等を呈し、ふん便からカンピロバクターを検出した。</p> <p>患者の共通食がこのほかになかったことから、新宿区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>焼き鳥のうちレバーについては、表面を軽く炙る程度の加熱で提供されていたため、内部は生の状態であり、加熱不足が指摘された。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
51	<p>7月12日10時47分、品川区内の会社員から、7月5日に世田谷区内の飲食店で食事をしたところ、カンピロバクターによると考えられる食中毒様症状を呈した旨、世田谷保健所に連絡があった。</p> <p>患者ら5名は、7月5日19時から22時にかけて世田谷区内の飲食店で、鳥わさ、ガツ刺し（豚の胃をゆでたもの）等を喫食後、3名が7月7日13時から18時にかけて、下痢、腹痛等を呈し、ふん便からカンピロバクターを検出した。患者の共通食は当該飲食店の他、同日、別の飲食店の利用もあったが、喫食した食品は加熱済みのものであったことから、世田谷保健所は前者の飲食店が提供した「鶏肉の刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
52	<p>7月11日18時45分、渋谷区内の会社員から、同僚2名が同区内の飲食店で食事をしたところ、食中毒様症状を呈した旨、渋谷区保健所に連絡があった。</p> <p>患者2名は、7月10日正午から13時にかけて渋谷区内の飲食店で「サバの塩焼き定食」を喫食後、同日14時30分から15時にかけて、おう吐、下痢等を呈し、ふん便から黄色ブドウ球菌（コアグラーゼⅦ型、エンテロキシン産生性）を検出した。また、施設のふき取りからも黄色ブドウ球菌（コアグラーゼⅦ型、エンテロキシン産生性）を検出した。</p> <p>患者の共通食がこのほかになかったことから、渋谷区保健所は当該飲食店が提供した「サバの塩焼き」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該店舗では、提供2時間前に魚を焼いた後、温蔵庫で保温していた。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概 要			
53	<p>7月11日、千代田区内の医師から、食中毒様症状を呈して受診した患者2名が、7月10日に中央区内の同じ飲食店を利用している旨、千代田区保健所に連絡があった。また、同日15時、中央区保健所に、食中毒様症状を呈した中央区内の会社員2名が来所し、7月10日に同飲食店を利用していることが判明した。</p> <p>調査の結果、7月10日の昼食として当該飲食店で、「金目鯛煮付け定食」を喫食した3グループ8名のうち6名が、7月11日2時から17時30分にかけて、腹痛、下痢、おう吐等を呈し、ふん便から腸炎ビブリオを検出した。また、飲食店のいけすの水からも腸炎ビブリオを検出した。</p> <p>これらのことから、中央区保健所は当該飲食店で提供された「金目鯛煮付け定食」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
54	<p>7月17日、西東京市内の医師から、食中毒様症状を呈して受診した2名の患者から腸炎ビブリオが検出された旨、多摩小平保健所に連絡があった。</p> <p>患者は夫婦で、7月13日13時30分から14時にかけて腹痛、下痢を呈した。同夫婦は発症前には全く外食をしていなかったため、家庭のふき取り検査を実施したが、食中毒起因菌は検出しなかった。しかしながら、同家庭では、まな板等の使い分けをおこなっておらず、また生魚や生肉を取り扱った後に手を洗わないなど、基本的な食品衛生知識が欠如していた。</p> <p>これらのことから、多摩小平保健所は「家庭の食事」を原因食品とする食中毒事件と断定し、家庭における食品の衛生的な取扱いについて指導した。</p>			
	原因食品の喫食場所	家庭	調査実施施設	家庭
55	<p>7月18日、東村山市内の医師から、食中毒様症状を呈し入院した患者のふん便からカンピロバクターが検出された旨、多摩東村山保健所に食中毒の届出があった。</p> <p>患者は7月14日22時から、下痢、おう吐、発熱を呈した。患者は一人暮らしで、自炊はせず、食事はほとんど外食であった。発症日から遡り8日間の喫食状況調査をおこない、判明した利用施設に対し調査を行ったが、いずれも同様の苦情はなかった。</p> <p>多摩東村山保健所は本件について、原因施設、原因食品不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設	飲食店（一般）
56	<p>7月18日17時30分、中野区内の医師から、食中毒様症状を呈した患者を3名診察し、うち1名のふん便からカンピロバクターが検出された旨、中野区保健所に連絡があり、都庁を通じて、新宿区保健所に通報された。</p> <p>患者5名は、7月11日11時30分から14時にかけて、新宿区内の飲食店において、豚骨スープ、冷麺等を喫食後、7月14日4時30分から15日12時にかけて、下痢、発熱等を呈し、全員のふん便からカンピロバクターを検出した。</p> <p>患者の共通食はこのほかになかったことから、新宿区保健所は、当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
57	<p>7月15日17時、多摩市内の医師から、腹痛、おう吐を呈した患者2名を診察した旨、南多摩保健所に連絡があった。</p> <p>患者2名は、7月15日14時から15時にかけて、吐き気、おう吐、下痢等を呈し、両名ともふん便から黄色ブドウ球菌（コアグラーゼⅢ型、エンテロキシンA型）を検出した。患者の共通食は、7月15日12時頃に喫食した患者の同居人調製の手作り弁当のみで、両名の弁当箱のふき取り検体から、黄色ブドウ球菌（コアグラーゼⅢ型、エンテロキシンA型）を検出した。</p> <p>これらのことから、南多摩保健所は「弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>患者の協力が得られなかったため、弁当の調製方法などの詳細は不明であるが、当該弁当は、喫食当日の5時30分までに調製されたと考えられ、昼食時間まで建設現場の事務所に保管されていた。事務所内にはエアコンが入ってはいしたが、当日は最高気温が34℃と暑い日であり、弁当を冷蔵できる状態ではなかった。</p>			
	原因食品の喫食場所	勤務先	調査実施施設	なし

番号	概 要		
58	<p>7月17日14時15分、大田区内の医師から、食中毒様症状を呈して入院した患者のふん便から腸炎ビブリオが検出された旨、大田区保健所に連絡があった。</p> <p>患者は7月15日14時30分から、腹痛、下痢、おう吐、発熱を呈した。患者は発症前、自宅、社員食堂及び寿司屋で喫食をしていたが、いずれの施設でも、類似の症状を呈する者は確認されなかった。寿司屋については、ふき取り、参考品及び従事者のふん便の検査を実施したが、食中毒起因菌は検出せず、また、同一メニューを喫食した家族は発症しなかった。</p> <p>大田区保健所は本件について、原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（すし屋）
59	<p>7月19日10時、墨田区内の小学校教諭から、7月18日昼に仕出し弁当を食べた職員のうち、複数名が食中毒様症状を呈している旨、墨田区保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは小学校職員30名及び幼稚園職員7名の合計37名で、7月18日の昼食として仕出し弁当を喫食しており、このうち30名が7月18日から19日にかけて、下痢、腹痛、おう吐、発熱等の症状を呈し、ふん便から腸炎ビブリオを検出した。</p> <p>患者らの共通食はこのほかになかったことから、墨田区保健所は当該飲食店で調製された「仕出し弁当」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	勤務先	調査実施施設 飲食店（一般）
60	<p>7月22日9時30分、清瀬市内の小学校校医から、小学校職員が食中毒様症状を呈している旨、多摩東村山保健所に連絡があった。</p> <p>患者ら25名は、7月18日の昼食として仕出し弁当を喫食しており、このうち17名が7月19日21時から20日23時にかけて、下痢、腹痛、吐き気、おう吐等を呈し、ふん便から腸炎ビブリオを検出した。患者の共通食は、当該仕出し弁当のほか、7月17日までの学校給食があったが、児童に発症者はいなかった。一方、仕出し弁当の残品から腸炎ビブリオを検出した。</p> <p>これらのことから、多摩東村山保健所は当該飲食店で調製された「仕出し弁当」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	勤務先	調査実施施設 飲食店（一般）
61	<p>7月23日10時、小平市内の飲食店営業者から、7月21日に同店を利用した12名のうち6名が、翌22日からおう吐、下痢、発熱等を呈し、うち1名が入院した旨、多摩小平保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該飲食店において、7月21日11時から19時までに煮ごり、鯛のあらい、鱧の梅肉合え等を喫食した30グループ255名のうち、15グループ62名が、7月21日9時から23日18時にかけて、下痢、腹痛、吐き気、発熱等を呈し、ふん便から腸炎ビブリオを検出した。これらのことから、多摩小平保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該施設は割烹料理屋で、料理ごとに担当が決められており、担当が同じ区画で下処理から最終調理を行っていたため、二次汚染を起こす可能性が高いと考えられた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
62	<p>7月30日、杉並区内の医師から、東南アジア旅行の帰国者が下痢等を呈し、ふん便からプレシオモナス・シグロイデスを検出した旨、杉並区保健所に食中毒の届出があった。</p> <p>患者は7月16日から22日にかけて、母親と2名で、マレーシア、シンガポール、ベトナムに旅行に出かけ、帰国後23日7時から腹痛、下痢等を呈した。母親は発症しておらず、旅行中の食事及び帰国後の食事について正確に記憶していなかったことから、原因食の探求はできなかった。</p> <p>杉並区保健所は本件について、原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p> <p>（原因施設は国内であるか国外であるか不明であるため、厚生労働省の統計では本件は国内外不明の食中毒事件として扱われ、東京都の事件として計上されていない。）</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 なし

番号	概 要		
63	<p>7月25日9時5分、大田区内の医師から、食中毒様症状を呈した3名を診察し、うち1名が入院した旨、大田区保健所に連絡があった。</p> <p>患者3名は夫婦及びその友人で、7月24日13時30分から17時かけて、下痢、腹痛、おう吐等を呈し、ふん便から腸炎ビブリオを検出した。患者の共通食は、7月23日夕食から24日昼食までの家庭の食事、出前の寿司、飲食店の食事であった。両営業施設には同様苦情はなく、食品の取り扱いに問題点は認められなかった。また、施設や器具類の拭き取り、食品の検査結果からは、食中毒起因菌は検出されなかった。大田区保健所は本件について、原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（一般、すし屋）、家庭
64	<p>8月3日13時頃、西東京市内の医師から、食中毒様症状を呈して受診した患者の検便から腸炎ビブリオが検出された旨、多摩小平保健所に連絡があった。また、同日14時15分、すし屋営業者から、利用客が食中毒様症状を呈した旨、同保健所に連絡があった。</p> <p>患者1名は7月26日正午頃、すし屋で定食を喫食したところ、7月27日5時から、腹痛、下痢、おう吐を呈した。また、7月25日正午頃、同施設で定食を喫食した4名のうち2名が、7月26日5時から6時にかけて、腹痛、下痢、吐き気を呈し、ふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者3名の共通食はこのほかになかったことから、多摩小平保健所は当該飲食店が提供した「食事」を原因食品とする食中毒事件と断定した。当該すし屋で、7月25日及び26日の定食に共通した食材は、同ロットの青柳のみであったが、原因食品として断定するには至らなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（すし屋）	調査実施施設 飲食店（すし屋）
65	食中毒事件の詳細（P. 118）に掲載		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
66	<p>7月31日15時、八王子市内の男性から、千代田区内の弁当屋で購入した弁当を喫食したところ、数時間後におう吐、下痢を呈した旨、千代田保健所に連絡があった。また、8月1日11時50分、文京区内の医師から、食中毒様症状を呈した父娘を診察した旨、文京保健所に連絡があった。</p> <p>各々のグループは、7月30日10時30分及び31日14時30分に千代田区内の同じ弁当屋で購入した弁当を喫食し、2、3時間後におう吐、発熱、下痢等を呈し、ふん便から、黄色ブドウ球菌（コアグラーゼⅣ型、エンテロキシンA型）を検出した。また、施設のふき取り、従事者ふん便、参考食品からも、黄色ブドウ球菌（コアグラーゼⅣ型、エンテロキシンA型）を検出した。</p> <p>患者3名の共通食はこのほかになかったことから、千代田保健所は当該弁当屋が調製した「弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	勤務先等	調査実施施設 飲食店（弁当屋）
67 ・ 68	<p>7月30日14時50分、府中市内の医師から、食中毒様症状を呈した会社員3名を診察した旨、府中小金井保健所に連絡があった。</p> <p>患者勤務先の調査を行ったところ、7月30日の昼食として、社員食堂で「カジキマグロのムニエル」を喫食した17名のうち8名が、喫食25分から50分後に、発疹、頭痛、発熱等を呈していた。患者の共通食は社員食堂の食事のみであり、検食の「カジキマグロのムニエル」からヒスタミンを1000mg/100g検出したことから、府中小金井保健所は同社員食堂で提供された「カジキマグロのムニエル」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>また、同7月30日15時50分、千代田区内の健康管理センターの医師から、食中毒様症状を呈した会社員2名を診察した旨、八王子保健所に連絡があった。</p> <p>患者は前述の会社の別支店に勤務する社員で、7月30日の昼食として、社員食堂において「カジキマグロのムニエル」を喫食した21名のうち2名が、喫食30分後に発疹、頭痛、発熱等を呈していた。検食の「カジキマグロのムニエル」からヒスタミンは検出されなかったが、患者の共通食及び症状等から、八王子保健所は同社員食堂で提供された「カジキマグロのムニエル」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>それぞれの患者グループが所属する会社の支店の社員食堂には、同一の給食業者が入っており、患者が喫食した「カジキマグロのムニエル」の材料である「カジキマグロ」は同社が一括仕入れして保管していたものであった。同社の物流センターに回収、保管された「カジキマグロ」を検査したところ、ヒスタミンを700～1000mg/100g検出した。当該「カジキマグロ」はタイからの輸入品で、冷凍で流通されていたが、一部国内での解凍、加工工程があり、生産地又は国内における加工時における不適切な温度管理によりヒスタミンが産生されたものと推察された。</p>		
	原因食品の喫食場所	No. 67及び68 集団給食（要許可）	調査実施施設 No. 67及び68 集団給食（要許可）

番号	概要		
69	<p>8月1日8時40分、八王子市内の女性から、食中毒様症状を呈した旨、八王子保健所に連絡があった。 患者2名は、7月30日正午頃、八王子市内のすし屋でにぎりずしを喫食したところ、7月31日2時から4時にかけて、腹痛、下痢、おう吐等を呈し、ふん便から腸炎ビブリオを検出した。 患者の共通喫食はこのほかになかったことから、八王子保健所は当該飲食店が提供した「にぎりずし」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（すし屋）	調査実施施設 飲食店（すし屋）
70	<p>8月7日10時25分、豊島区内の医師から、診察した患者のふん便から腸炎ビブリオ及びエロモナス・ソブリアが検出された旨、豊島区池袋保健所に食中毒の届出があり、都庁を通じ、患者住所地を所轄する多摩小平保健所に連絡があった。 患者は7月31日13時30分から、腹痛、下痢等を呈していた。患者は一人暮らしで、7月30日19時から自宅で刺身等を喫食していたが、刺身を購入した店に他に苦情はなかった。 多摩小平保健所は本件について、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 魚介類販売業
71	<p>8月6日15時30分、患者本人から、食中毒様症状を呈した旨、葛飾区保健所に連絡があった。 調査の結果、患者は同じ会社の同僚6名で、7月31日18時30分から20時にかけて、葛飾区内の飲食店において鳥刺し、鳥のポン酢、鳥皮の生姜煮等を喫食したところ、8月1日から3日にかけて、下痢、腹痛、発熱等を呈し、3名のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。当該施設のふき取り、従事者ふん便、参考食品からはカンピロバクターを検出しなかった。 患者の共通食はこの他になかったことから、葛飾区保健所は、当該飲食店が提供した「鶏肉料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。 なお、当該施設で提供された鳥刺しは、湯引き等の加熱処理すらされていなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）、食肉販売業
72	<p>8月6日9時45分、港区内の飲食店業者から、利用客が食中毒様症状を呈した旨、港区みなと保健所に連絡があった。 調査の結果、患者は1グループ2名で、8月1日正午に同飲食店で「刺身定食」を喫食したところ、8月2日6時から7時にかけて、腹痛、下痢、おう吐、発熱等を呈し、ふん便からは腸炎ビブリオを検出した。また、参考食品（刺身のネタ等）及び水槽の水から腸炎ビブリオを検出した。 患者の共通食はこの他になかったことから、港区みなと保健所は当該飲食店で提供された「刺身定食」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
73	<p>8月8日10時50分、大田区内の医師から、患者のふん便から腸炎ビブリオが検出され、食中毒である旨の届出があった。 調査の結果、患者は2名で、8月2日の午後から下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者の共通食は自宅で喫食した7月31日の夕食（豚キムチいため、自家製キムチ等）及び8月1日の夕食（刺身（マグロ、ホタテ貝柱）、サラダ等）であった。患者のふん便から腸炎ビブリオを検出したことから、潜伏期間等を考慮し、刺身の購入先を調査したところ、参考品（マグロ柵）から腸炎ビブリオを検出したが、他に同様の苦情はなかった。 大田区保健所は本件について、原因食品不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 家庭、魚介類販売業
74	<p>8月6日16時、患者本人から、中央区内の飲食店で会食をしたところ食中毒様症状を呈した旨、千代田区保健所に連絡があり、都庁を通じて、同日16時、中央区保健所に通報された。 調査の結果、8月2日18時30分から中央区内の飲食店で、ふぐ刺し、にぎり寿司、刺身盛り合わせ等を喫食した2グループ19名のうち10名が、8月3日5時から5日2時までにかけて、下痢、おう吐、発熱等を呈しており、患者5名のふん便から腸炎ビブリオを検出した。また、同店内のふき取り（すし種用まな板）及びいけすの水から腸炎ビブリオを検出した。 患者の共通食はこの他になかったことから、中央区保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概 要		
75	<p>8月5日22時、東京都保健医療情報センターを通じ、8月4日に行われた法事の参加者が食中毒様症状を呈している旨、江戸川区保健所に連絡があった。</p> <p>患者ら22名が、8月4日13時45分から15時30分までにかけて、江戸川区内の飲食店で会食した後、このうち8名が同日16時から8月5日16時までにかけて下痢、腹痛、吐き気、おう吐等を呈しており、患者のふん便から腸炎ビブリオを検出した。患者の共通食は当該飲食店における会食料理のみであった。そこで、喫食メニューのマスターテーブルを作成し、2検定を行ったところ、刺身の「シャコ」が原因食品として有意であった。</p> <p>江戸川区保健所は当該飲食店が提供した「シャコ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
76	<p>8月12日15時、新宿区内の飲食店営業者から、同店の利用客が食中毒様症状を呈した旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>同店には複数の有症苦情があり、予約客等についても調査したところ、8月4日17時30分から21時までにかけて、お通し（里芋とオクラの和風ゼリーがけ）、生春巻、サラダ等を喫食した7グループ22名のうち、17名が8月5日4時から5日17時までにかけて、下痢、腹痛、吐き気等を呈した。患者のふん便7検体からは食中毒起因菌を検出しなかった。なお、従業員1名のふん便からサルモネラを検出した。</p> <p>患者の共通食はこの他になかったことから、新宿区保健所は、当該飲食店が提供した「食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
77	<p>8月14日10時55分、足立区内の医師から、入院患者の検便から腸炎ビブリオを検出した旨、足立保健所に連絡があり、同日13時30分、同医師から食中毒の届出があった。</p> <p>患者は、8月8日から下痢、腹痛、微熱を呈していた。発症前に利用した飲食店には類症患者の発生はなく、同居人（非発症）のふん便からは食中毒起因菌は検出しなかった。</p> <p>足立保健所は本件について、原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（一般）
78	<p>8月14日9時20分、稲城市内の病院から、入院患者の検便から腸炎ビブリオを検出した旨、南多摩保健所に連絡があった。</p> <p>患者は8月8日からおう吐、腹痛、下痢等を呈していた。同患者は発症前日に家族と2名で刺身を喫食していたが、家族に発症はなく、刺身の購入先にも同様の苦情はなかった。</p> <p>南多摩保健所は本件について、原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 魚介類販売業
79	<p>8月9日、台東区内の会社員から、同区内の飲食店を利用した同僚2名が食中毒様症状を呈した旨、台東保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら3名が8月8日昼にすし店でちらし寿司を喫食したところ、このうち2名が8月9日朝から吐き気、腹痛、下痢等を呈しており、患者のふん便から腸炎ビブリオを検出した。また、残品のイタヤガイ（ボイル）、参考食品（マグロ）及びふき取り（刺身用まな板）から腸炎ビブリオを検出した。</p> <p>患者の共通食はこの他になかったことから、台東保健所は当該飲食店で提供された「ちらし寿司」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該施設では、多種類の食材を大量に使用しており、食材によっては3日間にわたり提供されたものもあった。また、刺身用まな板の上に発泡スチロール容器を直接置いたり、手指の消毒装置が無く、器具の消毒も行っていないなど、基本的な衛生管理ができていなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（すし屋）	調査実施施設 飲食店（すし屋）
80	食中毒事件の詳細（P. 120）に掲載		
	原因食品の喫食場所	勤務先	調査実施施設 集団給食（病院）

番号	概 要		
81	<p>8月13日17時15分、多摩市内の病院から、入院患者3名の検便からサルモネラ09群を検出した旨、南多摩保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者3名は夫婦及び妻の父親で、8月9日15時から9日21時30分にかけて腹痛、発熱、おう吐等を呈しており、患者のふん便からサルモネラ（SE）を検出した。夫婦と父親の住居は別であったが昼食は共にしており、3名は8月9日の昼食として生卵入り納豆等を喫食していた。また、患者宅に保管されていた鶏卵の殻からサルモネラ（SE）を検出したことから、八王子保健所は「鶏卵」の生食を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該鶏卵の流通を遡って調査したところ、鶏卵包装施設には洗卵工程がないことが判明した。なお、同施設のラインのふき取り検査を実施したが、サルモネラは検出しなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	患者自宅	調査実施施設 家庭、鶏卵包装業者
82	<p>8月16日15時30分、練馬区内の医師から、入院患者の検便から腸炎ビブリオを検出したため、食中毒の届出があった。</p> <p>患者は8月12日21時から下痢、発熱等を呈していた。患者は自宅で家族と出前の寿司や刺身を喫食していたが、家族に発症はなく、当該寿司店及び刺身を購入した魚介類販売店には同様の苦情はなかったが、同家庭においては、寿司や刺身を数時間、常温放置していたことから練馬区保健所は本件について、家庭における食事を原因とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	家庭	調査実施施設 飲食店（すし屋）、魚介類販売業、家庭
83	食中毒事件の詳細（P.122）に掲載		
	原因食品の喫食場所	飲食店（すし屋）	調査実施施設 飲食店（すし屋）
84	<p>8月20日15時35分、稲城市内の病院から、入院患者の検便から腸炎ビブリオを検出した旨、連絡があった。同日18時20分、同病院の医師から、当該患者の食中毒の届出があった。</p> <p>患者は、8月14日5時から下痢、腹痛、おう吐、微熱等を呈していた。患者は単身者で、8月11日にスーパーで購入した「ウニ」を喫食し、翌12日にも冷蔵庫に保管していた前日のウニを喫食していた。当該「ウニ」を販売したスーパーには同様の苦情はなかった。</p> <p>南多摩保健所は本件について原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	患者自宅	調査実施施設 魚介類販売業
85	<p>8月27日9時42分、稲城市内の病院から、入院患者の検便からサルモネラを検出し、食中毒と診断する旨の届出があった。</p> <p>患者は8月15日から下痢、発熱等を呈していた。患者は発症前はほとんど家庭で食事をしていたとのことであったが、家族には同様の症状はなかった。患者の喫食状況の詳細については、保健所が探知するまでに長時間経過していたこともあり、十分な情報を得ることはできなかった。</p> <p>南多摩保健所は本件について、原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 不明
86	<p>8月19日11時10分、立川市内の医師から、おう吐等の症状を呈している患者を診察し、患者の話では他に2名が同様の症状を呈している旨、多摩立川保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者3名は、8月18日19時から22時にかけて、「カニチャーハン」を喫食したところ、同月19日0時から2時にかけて、おう吐等の症状を呈しており、ふん便からセレウス菌を検出した。この「カニチャーハン」は、患者の1人が同月16日18時頃に、中華料理店から持ち帰り用に購入し、同日19時30分頃に自宅に帰って一晩室温放置した後、17日正午頃になって冷蔵庫に保管したものであった。当該中華料理店のふき取り及び当該「カニチャーハン」の容器からセレウス菌を検出した。</p> <p>このことから多摩立川保健所は本件について、セレウス菌に汚染された「カニチャーハン」を長時間常温に放置したことにより食中毒を引き起こしたものと断定した。</p> <p>当該飲食店は3日間営業自粛して調理場内の整理整頓及び洗浄消毒を行った。また、患者に対しては、食品は早めに喫食し、保存する場合は冷蔵保存するよう衛生管理について啓発した。</p>		
	原因食品の喫食場所	患者自宅	調査実施施設 患者自宅、飲食店（一般）

番号	概 要		
87	食中毒事件の詳細報 (P. 124) に掲載		
	原因食品の 喫食場所	患者自宅	調査実施施設 そうざい製造業
88	<p>9月3日15時15分、八王子市内の医師から、食中毒様症状を呈している患者を診察した旨、八王子保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら2グループ22名は、8月26日18時30分から21時30分にかけて八王子市内の飲食店において、刺身、牛タン焼、地鶏のタタキ等を喫食したところ、このうち9名が同月27日1時から29日12時にかけて、下痢、発熱、腹痛等を呈し、ふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者の共通食は当該飲食店が提供した「会食料理」のみであったことから、八王子保健所はこのものを原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設 飲食店 (一般)
89	<p>8月30日、長野県内の医師から長野県に食中毒患者を診察した旨の届出があり、都庁を経由して新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>患者3名は、8月29日に東京駅で「松茸せいろ弁当」を購入し、長野新幹線車内で同日12時45分に喫食したところ、8月29日15時35分から18時までにかけて、下痢、腹痛、吐き気等を呈しており、ふん便からセレウス菌とは異なるバチルス属菌を検出した。当該弁当の調製施設を調査したところ、弁当の具材等を常温保存したり、翌日に持ち越すなど、不良の点が見られた。また、弁当を蒸す工程においても、位置により加熱ムラが発生する可能性があることが判明した。また、参考食品 (とりそばろ) からセレウス菌を検出した。</p> <p>患者の共通食はこの他に無かったことから、新宿区保健所は「松茸せいろ弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の 喫食場所	長野新幹線車中	調査実施施設 飲食店 (弁当)
90	<p>9月4日18時30分、都庁を経由して文京区保健所に連絡があった。</p> <p>患者ら5名は、9月3日12時30分頃、文京区内の飲食店において、まぐろ丼、キムチ、野菜炒め等を喫食したところ、このうち4名が4日0時30分頃から20時にかけて、下痢、腹痛等を呈し、ふん便から腸炎ビブリオを検出した。また、当該施設に保管されていたマグロ残品から、腸炎ビブリオ及びビブリオ・フルビアリスを検出した。</p> <p>患者の共通食はこのものしかなかったため、文京区保健所は「まぐろ丼」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該「まぐろ丼」には、マグロのアラと呼ばれるサク取り時に出る切り落としが使用されていた。これは刺身用として販売されているが、流通過程での取扱いが良くない場合があるようである。</p>		
	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設 飲食店 (一般)
91	<p>9月9日10時30分、仕出し弁当店の営業者から、同店が調製し配達した仕出し弁当を喫食した客が食中毒様症状を呈している旨、大田区保健所に連絡があった。</p> <p>患者ら2グループ181名は、9月5日18時30分から22時にかけて、仕出し弁当を喫食したところ、44名が下痢、腹痛等を呈しており、患者のふん便からウェルシュ菌を検出した。また、配達先で喫食されなかった弁当及び調理従事者のふん便からウェルシュ菌を検出した。当該弁当は、当日14時及び15時30分の2回に分けて盛り付けされ、それぞれ15時及び16時に配達された後、喫食されるまで室温で保管されていた。</p> <p>患者の共通食はこの他になかったため、大田区保健所は当該弁当店で提供された「仕出し弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
		会議室	調査実施施設 飲食店 (仕出し屋)
92	<p>9月13日8時24分、稲城市内の病院から、入院患者の検便から腸炎ビブリオを検出し、食中毒と診断した旨の届出があった。</p> <p>患者は9月6日16時頃に発症していたが、保健所が探知するまでに時間経過していたことから、患者の喫食状況について必ずしも十分な情報を得ることはできなかった。患者が利用した飲食店や家族には類症患者の発生はなかった。</p> <p>このことから、南多摩保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の 喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店 (一般)、魚介類販売業

番号	概 要		
93	<p>9月10日10時20分、足立区内の飲食店営業者から、同店の利用客が食中毒様症状を呈している旨、足立保健所に連絡があった。</p> <p>患者ら11名は、9月7日19時から21時にかけて飲食店において、刺身、エビ塩茹で、小アジ南蛮漬け等を喫食したところ、このうち5名が同月8日1時から同日14時にかけて、下痢、腹痛、おう吐等を呈しており、患者のふん便から腸炎ビブリオを検出した。また、食品残品（トリ貝、マグロ刺身、エビ）から腸炎ビブリオを検出した。</p> <p>患者の共通食はこの他になかったことから、足立保健所は、当該飲食店が提供した「会食料理」を原因食品とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
94	<p>10月2日11時頃、患者本人から、豊島内の鳥肉専門の飲食店において7名で会食後、3名が食中毒様症状を呈した旨、豊島区池袋保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら2家族7名は、9月8日18時から21時30分にかけて、当該飲食店において焼鳥等を喫食し、このうち1家族3名が9月11日6時から同月12日15時にかけて腹痛、下痢、発熱等を呈した。患者ふん便からは食中毒起因菌は検出しなかったが、非発症者のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。また、同飲食店の調理従事者ふん便及び参考食品（生鶏肉等）からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。</p> <p>患者の共通食は当該飲食店における食事の他、家庭の食事等があったことから、池袋保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p> <p>なお、喫食者のうち1名は、当初消化器症状はなかったが、9月23日に手足のしびれを呈して医療機関で受診したところ、ギランバレー症候群との診断があった。しかしながら本件との関連は不明である。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
95	<p>9月18日16時、港区内の会社員から、食中毒様症状を呈した旨、港区みなと保健所に連絡があった。また、同日17時、同社員の勤務する会社の健康管理室の医師から、第一報とは別の会社員が食中毒様症状を呈して受診し、ふん便から腸炎ビブリオを検出した旨、みなと保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら24名は9月11日正午頃及び同月13日正午頃に港区内の飲食店において刺身定食等を喫食したところ、このうち22名が9月11日23時から16日13時にかけて、下痢、腹痛、発熱等を呈しており、患者のふん便から腸炎ビブリオを検出した。患者の共通食はこの他になかったことから、港区みなと保健所は、当該飲食店で提供された「食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該施設では、鮮魚介類を保冷ボックスに氷塩水を入れて保管したり、自家製の浅漬けの容器を洗浄しないで2、3日使用するなどしていた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
96	<p>9月18日10時、小笠原村診療所の医師から、食中毒様症状を呈した患者を診察した旨、島しょ保健所小笠原出張所に連絡があった。</p> <p>患者は1名で、9月15日19時30分に宿泊先の旅館が調製したにぎりめしを同月16日の朝食及び昼食として喫食したところ、同月16日から17日にかけておう吐、下痢を呈した。当該にぎりめしを調製した施設等を調査したところ、施設のふき取り、調理従事者の手指及びふん便から黄色ブドウ球菌を検出した。島しょ保健所は、にぎりめしを原因食品とする食中毒事件と断定したが、患者がにぎりめしを素手で取り扱っていたため、黄色ブドウ球菌がどこで付着したかについては特定できなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（旅館・ホテル）
97	<p>10月1日、新宿区の会社員から、同区内の飲食店を利用したところ食中毒様症状を呈した旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら2グループ32名は、9月25日、新宿区内の飲食店において、そうめん、玉子豆腐、さわらの照り焼き等を喫食したところ、同月26日22時から29日2時にかけて、下痢、腹痛等の症状を呈し、患者のふん便からサルモネラ（SE）を検出した。</p> <p>患者の共通食はこの他になかったことから、新宿区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>なお、喫食メニューのマスターテーブルを作成し、χ^2検定を行ったところ、「玉子豆腐」が原因食品として有意であったことから、「玉子豆腐」が原因食品と推定された。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概 要		
98	<p>10月13日16時、東京都保健医療情報センターを通じ、千代田区内の病院から、中野区内の家庭で食中毒様症状を呈する患者が発生し、入院した患者のふん便からサルモネラを検出した旨、中野区保健所に連絡があった。</p> <p>患者は両親及び9人の子供で、このうち1人は別所帯であり、共通食は同家庭における10月6日朝食（トーストと牛乳）及び9日朝食（生卵ご飯）であった。患者11人は、9日正午から10日22時にかけて腹痛、下痢、発熱等の症状を呈しており、患者のふん便からサルモネラ（SE）を検出した。</p> <p>以上のことから中野区保健所は本件について、家庭の食事を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>なお、当該家族の知人で、同家族が喫食した卵と同じロットのものを喫食して下痢をしたとの情報があつたが、検便の協力が得られず、本件との因果関係は不明となった。</p>		
	原因食品の喫食場所	患者自宅	調査実施施設 家庭、卵選別包装業者等
99	<p>10月10日14時30分、飲食店の業者から、同日提供した「ブリの照り焼き」を喫食した客が30分後に激しい動悸を呈した旨、江東区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、同飲食店で「ブリ（実際はシイラ）の照り焼き」を喫食した17名のうち5名が、10月10日正午から13時にかけて、発疹、頭痛、顔のほてり等を呈した。展示サンプルとしていた同ロット品を検査したところ、ヒスタミンを290mg%検出した。</p> <p>江東区保健所は、当該飲食店が提供した「シイラの照り焼き」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>原材料のシイラは仕入れから提供まで4日を経っており、また同店において冷蔵ではあるが調味液に40時間も漬けていた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
100	<p>10月17日14時35分、渋谷消防署及び東京消防庁総合司令室から、食中毒様症状を呈した患者を病院に搬送した旨、渋谷区保健所に連絡があった。</p> <p>患者7名は、10月17日12時30分から、渋谷区内の飲食店において「カジキマグロの照り焼き」定食を喫食したところ、同日13時から14時にかけて頭痛、顔面紅潮、発熱等を呈した。患者の共通食はこの他になかったことから、渋谷区保健所は当該飲食店で提供された「カジキマグロの照り焼き」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>原料の冷凍カジキは仕入日等が不明であり、2、3時間かけて常温で解凍されたものであった。また、当初、残品があつたが、調理人が確認のために喫食してしまい、原因究明の検査ができなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
101	<p>食中毒事件の詳細（P.126）に掲載</p>		
	原因食品の喫食場所	学生寮	調査実施施設 集団給食（要許可）
102	<p>10月28日11時25分、小平市内の病院から、食中毒様症状を呈した患者を診察し入院させた旨、多摩小平保健所に連絡があった。</p> <p>調査によると、患者ら16名は10月24日18時から21時15分にかけて、小平市内の飲食店で鶏肉の水炊き、焼鳥類、鳥刺し等を喫食後、このうち12名が、10月25日から28日にかけて、下痢、腹痛、発熱等を呈しており、患者のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。また、参考食品（鶏レバー）からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。</p> <p>患者の利用施設がこの他になかったことから、多摩小平保健所は当該飲食店が提供した「鶏肉の刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概要		
103	<p>11月1日9時、患者の母親から、新宿区内の飲食店で会食したところ食中毒様症状を呈した旨、横浜市に連絡があり、都庁を経由して、新宿区保健所に通報があった。</p> <p>調査の結果、患者ら13名は、10月25日19時30分から新宿区内の飲食店において、鳥の刺身の盛り合わせ、鶏肉のしゃぶしゃぶ等を喫食したところ、このうち6名が10月26日10時から29日9時にかけて、下痢、発熱、腹痛等を呈しており、患者のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。また、従事者のふん便及び参考食品の鶏肉（ササミ、ムネ、ハツ）から、カンピロバクター・ジェジュニを検出した。</p> <p>患者の共通利用施設はこの他になかったことから、新宿区保健所は当該飲食店が提供した「鶏肉の刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
104	<p>11月9日、東京都保健医療情報センターを通じ、台東区内の医師から、入院患者のふん便からサルモネラを検出した旨、台東保健所に連絡があった。</p> <p>患者は1名で、11月1日5時から下痢、発熱を呈していた。患者は二人暮らしであり家族は発症していなかった。家庭のふき取りからは食中毒起因菌は検出せず、喫食状況の内容も不明な部分が多かったため、原因究明には至らなかった。</p> <p>台東保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 家庭
105	<p>11月13日12時、八王子市内の会社員から、11月2日4時からおう吐、腹痛、下痢等を呈し、食中毒の診断書をもらったので調査して欲しい旨、南多摩保健所に連絡があり、患者の居住地を管轄する八王子保健所に通報があった。</p> <p>患者は1名で、医療機関における検便により大腸菌01を検出したが、菌株は廃棄されており毒素等の検査はできなかった。患者は発症前日に飲食店で喫食した「カキフライ」を疑っていたが、同行者1名は発症していなかった。自宅及び当該飲食店のふき取り、参考食品からは発症に関連するような物質は検出できなかった。また、喫食状況調査から判明した利用施設には、同様の苦情はなかった。</p> <p>これらのことから、八王子保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 患者自宅、飲食店（一般）、食料品等販売業等
106	<p>11月14日14時24分、都庁を経由して、港区みなと保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者4名は10月31日22時、港区内の飲食店において、焼鳥類、鳥わさ、白レバーのたたき等を喫食したところ、11月3日17時から5日7時にかけて、下痢、腹痛、発熱等を呈し、患者のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。また、参考食品（白レバーたたき、鳥わさ）等からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。</p> <p>患者の共通食はこの他になかったことから、みなと保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該飲食店で提供されていた鳥わさは、湯引きにより表面のみ加熱されているものであったが、営業者は新鮮な鶏肉であれば安全であると過信していた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
107	<p>11月15日15時50分、患者の父親から、息子が食中毒様症状を呈して医療機関に受診し、検便からカンピロバクターが検出された旨、台東保健所に連絡があった。</p> <p>患者は、11月11日7時30分頃から下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者が発症前に利用した飲食店を調査したところ、類症患者は発見されず、自宅及び当該飲食店内の拭き取り、家族の検便を実施したが、食中毒起因菌は検出されなかった。</p> <p>台東保健所は本件について、原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（一般）、自宅

番号	概 要		
108	<p>11月15日、あきるの市内の医師から、食中毒様症状を呈した患者を2名診察した旨、秋川保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら257名は、11月12日から14日までバス6台に分乗して東北地方に旅行に出かけ、このうち70名が13日午前中から15日にかけて下痢、腹痛等を呈しており、患者のふん便から高率にウェルシュ菌を検出した。患者の発生状況についてはバスによる偏りはなかった。患者らが利用した複数の施設における検食、調理従事者のふん便等を検査したが食中毒起因菌は検出せず、他に同様の類症者の発見もなかった。</p> <p>このことから、秋川保健所は本件について原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（一般、旅館）
109	<p>11月25日9時15分、豊島区内の会社員から、会社の同僚が食中毒様症状を呈した旨、豊島区池袋保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、豊島区内の仕出し弁当屋が配達した弁当を喫食した217グループ1,276名のうち、50グループ106名が、11月21日19時から27日14時にかけて、下痢、吐き気、腹痛等を呈し、患者のふん便からSRSVを高率に検出した。患者は11月23日4時から8時をピークとした発生曲線を示していたことから、11月21日の昼食が疑われた。当該弁当の調理従事者1名のふん便からSRSVを検出し、この従事者は11月21日頃に吐き気等を呈し、早退していた。</p> <p>患者の共通食はこの他になかったことから、池袋保健所は当該仕出し屋が調製した「仕出し弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該施設では、手洗いの消毒装置が故障しており、基本的な食品衛生管理ができていなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	患者の勤務先等	調査実施施設 飲食店（仕出し屋）
110	食中毒事件の詳細（P.128）に掲載		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
111	<p>12月9日15時、大田区内の医師から、土手で自炊していた数人が救急搬送されて入院している旨、大田区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者は2名で、12月8日11時頃、大根と鶏唐揚げを煮込んでいたところ、仲間から土手に自生していた「いも」をもらい受けて一緒に煮込み、同日11時30分頃、2名で喫食した。患者が口に入れた直後、口の中がしびれ、よだれが流れて止まらなくなり、入院することになった。同病院が保存していた残品の「いも」及び調理前の「いも」を検査したところ、食用には不適な「クワズイモ（サトイモ科）」であることが判明し、顕鏡したところシュウ酸カルシウムの針状結晶が観察された。また、残品の「いも」1gあたり、シュウ酸カルシウムを4,300μg検出した。なお、食用サトイモに含まれるシュウ酸カルシウムの量は、1gあたり500～800μg程度である。</p> <p>患者の共通食はこの他になかったこと及び発症状況から、大田区保健所は、「クワズイモ」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>大田区保健所が喫食場所付近を調査したところ、複数の場所において鑑賞用等で「クワズイモ」が栽培されていたことから、再発防止のためのチラシを配布して普及啓発を行った。</p>		
	原因食品の喫食場所	河川敷	調査実施施設 患者等居住地
112	<p>12月16日14時25分、大田区内の医師から、患者の検便からカンピロバクターを検出し、食中毒と診断した旨の届出が大田区保健所にあった。</p> <p>患者は1名で、下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者が発症前に利用した飲食店及び家族、会社の同僚からは類症患者の発生はなかった。</p> <p>このことから、大田区保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（一般）、家庭

番号	概 要		
113	<p>12月13日13時30分、墨田区内の飲食店関係者から、12月9日及び12日に利用した客が食中毒様症状を呈している旨、墨田区保健所に届出があった。</p> <p>調査の結果、患者ら2グループ67名は12月9日19時から21時にかけて、もう1グループ9名は12月10日19時から21時にかけて、墨田区内の飲食店において刺身、生カキ、ちゃんこ鍋等を喫食したところ、12月10日5時30分から13日7時にかけて、腹痛、下痢等を呈しており、患者のふん便からSRSVを検出した。</p> <p>患者の共通食はこの他になく、喫食状況のマスターテーブルを作成し、2検定を行ったところ、殻付きの「生カキ」が原因食品として有意であると推定されたことから、墨田区保健所は当該飲食店が提供した「生カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>なお、当該「生カキ」の流通を遡って調査を実施したが、他に同様の類症患者の発見はなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）、魚介類販売業
114	<p>12月20日、港区内の会社員から、12月11日に行った忘年会の参加者が下痢、おう吐している旨、港区みなと保健所に連絡があり、都庁を経由して品川区保健センターに連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら43名は同じ会社の2箇所の事業所の社員で、12月11日19時頃から品川区内の飲食店において、刺身、魚介のサラダ、ちゃんこ鍋等を喫食したところ、このうち25名が12月12日6時から14日11時にかけて、発熱、腹痛、はき気等を呈しており、患者のふん便からSRSVを検出した。また、調理従事者のふん便からもSRSVを検出した。</p> <p>患者の共通食はこの他に無かったことから、また患者が所属する会社のそれぞれの事業所では、他に同様の症状を呈した者はいなかったことなどから、品川区保健センターは当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
115	<p>12月16日10時、杉並区内の医師から食中毒様症状を呈した患者を診察し、患者の話によると他に発症者がいる旨、杉並保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら14名は杉並区内の新聞販売所の従業員で、朝食及び夕食は当該販売所において賄い食を喫食していた。このうち6名が14日1時30分から15日の昼頃にかけて、発熱、おう吐、下痢等を呈しており、患者のふん便からSRSVを検出した。患者6名の共通食は販売所における賄い食の他にはなく、特に12月13日17時から21時にかけてカキの味噌汁を喫食していた。調理方法をみると、生カキを茶碗に入れてから味噌汁を注いで喫食した10名のうち5名及び生カキを湯ぶりにして味噌汁に入れた2名のうち1名が発症しており、味噌汁にカキを入れて再加熱した4名は発症していなかった。</p> <p>以上のことから、杉並保健所は当該販売所における「まかない食」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	新聞販売所	調査実施施設 その他（事業所）
116	<p>12月26日13時、大田区内の医師から大田区保健所に、患者の検便からカンピロバクターを検出したことによる食中毒の届出があり、大田区から目黒区保健所に連絡があった。</p> <p>患者は1名で、12月22日から発熱、下痢等を呈し、ふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者は一人暮らしで、発症前に利用した飲食店には同様の苦情はなく、会社の同僚からも類症患者の発生はなかった。</p> <p>このことから、目黒区保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（一般）
117	<p>12月24日23時、東京都小金井消防署から、食中毒様症状を呈した患者を搬送した旨、多摩立川保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら2グループ42名は12月22日19時頃から国分寺市内の飲食店でサーモンマリネ、生カキ、スパゲティー等を喫食したところ、このうち2グループ24名が23日21時から25日23時にかけておう吐、下痢等を呈しており、患者のふん便からSRSVを検出した。</p> <p>患者らの共通食は当該飲食店が提供した食事のみであり、発症者24名全員が「生カキ」を喫食し、「生カキ」を喫食していない者からの発症はなかった。</p> <p>多摩立川保健所は当該飲食店が提供した「生カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概 要		
118	<p>12月24日13時5分、中野区内の医師から、食中毒様症状を呈する患者を診察した旨、中野区保健所に連絡があり、都庁を経由して杉並保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者の家族3名が12月24日8時からおう吐、下痢、腹痛を呈していた。患者のふん便からは食中毒起因菌は検出しなかった。患者3名は、発症前数日間ほぼ同じ食事を喫食しており、利用した飲食店には同様の苦情はなかった。</p> <p>杉並保健所は本件について、原因食品及び原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（一般）、家庭